

市民との協働による地域づくり支援事業Q&A

Q：施設の備品で認められるものはどのようなものですか。

A：公共性があり事業の実施に必要な備品で、借用等により代用することが困難なものが補助対象です。

これまでに補助対象となった施設備品の例

- ・集会施設のエアコン整備、空気清浄機（最大で事業費の50%まで補助対象）

補助対象外の例

- ・テレビ、DVDプレーヤー、パソコン購入

Q：集会所で畳の整備や屋根の塗装等を認めない理由は？

A：本来、集会施設の畳の表替えや屋根の塗装、床の修繕等は区の積立等で計画的に行うものであり、社会的課題の解決を図るといふ当該補助制度の趣旨に適うものではないと判断し、補助対象外としました。

なお、衛生対策としてのトイレ洋式化修繕や熱中症対策としてのエアコン設備、コロナ感染対策としての網戸整備等は補助対象となります。

Q：神社や庚申塔の修繕はなぜ該当しないのですか？神社の周辺整備は本殿そのものの修繕ではないため、宗教施設に該当しないのではないですか？

A：政教分離の原則から、宗教的な性格を有する神社仏閣に類する施設については、補助金として支出することは困難と思われれます。

また、神社階段や参道等の周辺整備についても、それらが神社に行くために必要不可欠な施設であると考え、神社と一体であると思われれます。

Q：一つの団体で複数事業を申請できますか？

A：可能ですが、全団体の申請額が予算額を上回った場合、一つでも多くの団体に補助が行き渡るよう考慮した結果、一部の事業が承認されない場合があります。

選定委員会の中で決定ください。

Q：承認額の合計が予算額に達しない場合、再募集は可能か？

A：選定委員会単位で年度内の再募集可能です。

その場合、地区地域内で再募集し、再度、選定委員会を開催ください。

Q：選定の結果、補助額が事業費を大幅に下回り、自己資金不足で事業が遂行できない場合、事業自体を実施しないことも可能ですか？

A：可能です。その場合は、支所及び住民センターに連絡願います。

Q：選定の結果、補助額が事業費を大幅に下回り、事業内容を縮小することは可能ですか。

A：事業内容を縮小することは可能ですが、申請内容と全く異なる事業の実施や備品購入はできません。

また、補助率により経費を算定いたしますので、一定の自己負担はいただくようになります。

Q：防犯カメラの設置等は、市民協働とは別に、市担当課で独自の補助制度がありますが、この場合も市民協働で申請できますか？

A：市の担当課で補助制度がある場合で、申請枠に余裕がある場合は、担当課の補助制度を優先して活用してください。

Q：新型コロナウイルスの影響が長期化し、イベントや教室等が開催できない場合、事業を実施しないことも可能ですか？

A：複数の市民が集まるイベントや教室等については、新型コロナウイルスの影響が終息してから感染防止対策を実施したうえで実施願います。今後、新型コロナウイルスの影響が長期化し、事業期間が確保できない場合は、中止も含めて検討願います。

Q：事業の実施について、交付決定前の着手は可能ですか。

A：事業の要件として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業としております。指令前着手を認めておりますが、着手したからといって補助決定されるわけではありません。（あくまで、選定委員会で事業を決定）

Q：令和4年3月16日の地震で集会所が損壊しました。災害に係る修繕は対象となりますか。

A：事業選定案件とします。（選定委員会で写真等を確認のうえ、決定します。）令和4年3月16日発生福島県沖地震は「災害救助法」が適用されていることから特例的に選定案件とするものであり、通常起こりうる小規模な地震等については選定案件対象外とします。補助率は最大50%となります。